

下松市

2024

高齢者のための てびき



下松市PR部長

くだまる

下松市高齢福祉課

〒744-8585 山口県下松市大手町3-3-3

TEL 0833-45-1837 FAX 0833-41-1515

下松市 × 株式会社 サイネックス

向西会館ではご家族やご来館いただく方々が
安心してお葬儀をおこなえるように徹底した
新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでいます

新型コロナウイルス感染症に対する向西社の取り組み

1 マスク着用  お客様ならびに葬祭スタッフの健康と安全、感染拡大を配慮し従業員及びスタッフはマスク着用での対応をおこないます	2 入館時の手指消毒  入口に除菌・消毒剤を設置し、入館時の手指消毒をお願いしております	3 食事のお持ち帰り  個別提供用もしくはお持ち帰り用のメニューの対応をいたします
4 式場・座席の工夫・3密対策  式場内の座席を減らし座と席との間隔をあけソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保に努めております	5 定期的な除菌  式場内の椅子やドアノブ等、多数の方が手を触れる部分については、消毒用アルコールで除菌を定期的におこなっております	6 式場・館内の換気  式場及び館内は定期的に換気をおこなっております

コロナ禍で参列できない親族様へ離れた場所からお別れが可能です

オンライン葬儀

※詳しくはスタッフにお問合せください

大規模葬儀から家族葬まで

(約300名様収容可能)

(近親者様のみのお葬儀)

葬儀のことは全てお任せください!

自宅葬と
変わらない価格で
会場をご利用
いただけます
本当に必要な
ものだけを
揃えた
安心価格です

一般的な葬儀
こころの会
会員価格
税抜559,510円～
(税込615,461円～)

家族葬
こころの会
会員価格
税抜399,510円～
(税込439,461円～)

安心価格葬儀

※料理飲食関係、後飾り段、供花、供物関係、送迎用車両にかかる費用、及び、お寺様への御礼は含まれておりません。

ご存知
ですか?

山口県平均葬儀費用

153.6万円

(平成24年日本消費者協会調べ)

アクセス
良好

買い物
便利

広々
駐車場
も完備

無料
ご近所送迎バス
(少人数可)



サンリブ下松店西隣!見学受付中!

アクセス
良好
○徳山東ICより車で約5分
○JR周防防門駅より徒歩10分
○桑中村バス停より徒歩2分

TEL (0833) 41-2518 FAX (0833) 43-3197
下松市南花岡6丁目10-1

24時間365日対応いたします!

向西会館 くだまつ ☎ 0120-41-2519

当館では全館インターネット無料接続可能となっております (FREE)



下松市南花岡6丁目10-1 ☎ 0120-41-2519 周南市大字山手町743-4 ☎ 0120-79-7008 周南市浜田2丁目8番18号 ☎ 0120-66-2098 周南市浜田2丁目13番6号 ☎ 0120-66-2098 周南市大字大河内1823-1 ☎ 0120-50-3845 光市中央4丁目5-21 ☎ 0120-72-7872 下松市南花岡1丁目1-5 ☎ 0120-41-2519

こころの会指定
有限会社 向西社
こうせいしゃ

●向西会館くだまつ 本社 山口県下松市南花岡6丁目10-1
突然の不幸にも即対応 年中無休、24時間受付

☎ 0120-41-2519

事前相談・お見積無料

●携帯電話の方は右記の二次元コードからアクセスできます>>>
ホームページからもご案内差し上げております。●パソコンの方は「向西社」で検索! <https://www.kouseikaikan.jp> 向西社 検索



事前相談・会館見学にお越しの方
「家族葬読本」進呈!
最近、「家族葬」という言葉をよく耳にしますが、具体的に一般的な葬儀とどこが違うのかご存知ですか? 事前相談・会館見学にお越しの方に向西社オリジナル「家族葬読本」を差し上げます!

ご再興・ご法要でゆめカード割引額がたまります!
you me
ゆめカード
ご葬儀一席ご引換額 2,000円
ご法要一席ご引換額 500円
がたまります!
※詳しくは敬業員にお尋ねください。

も く じ



● 高齢者なんでも相談窓口…………… 2	● 認知症を理解して地域で支えよう …… 14
・地域包括支援センター…………… 2	・認知症サポーター養成講座…………… 14
● 高齢者の福祉サービス等…………… 3	・認知症カフェ…………… 14
・高齢者バス利用助成事業…………… 3	・認知症予防教室…………… 15
・高齢者等見守り通報システム事業…………… 3	・認知症講演会…………… 15
・在宅高齢者等紙おむつ給付事業…………… 4	・くだまつ絆ネット…………… 15
・はり及びきゅう施術費の助成…………… 4	・見守りシール…………… 15
・高齢者訪問理美容助成事業…………… 5	・もの忘れ相談…………… 15
・高齢者日常生活用具給付事業…………… 5	・認知症ケアパス…………… 16
・居宅介護等住宅改修費助成事業…………… 6	・認知症初期集中支援チーム…………… 16
・訪問介護利用助成事業…………… 6	● 下松市社会福祉協議会について…………… 17
・移送サービス費助成事業…………… 6	・下松市社会福祉協議会…………… 17
・短期施設入所生活介護事業…………… 6	・助け合いサービス事業…………… 17
・生活管理指導短期宿泊事業…………… 7	・福祉なんでも相談…………… 17
・障害者控除対象者認定者書の交付…………… 7	・貸し出しサービス…………… 18
・在宅高齢者等介護見舞金…………… 7	・ふれあいいきいきサロン…………… 18
・老匠位選奨事業…………… 8	・敬老会…………… 18
・敬老祝金…………… 8	・ふれあい食事サービス…………… 18
・長寿記念品…………… 8	・生活困窮者自立支援事業…………… 19
・高齢者等全国大会出場激励金交付事業…………… 8	・日常生活自立支援事業…………… 19
● 高齢者の健康・介護予防…………… 9	● 下松市シルバー人材センターについて…………… 20
・健康相談・訪問指導…………… 9	・こんな仕事ができます…………… 20
・健康教育…………… 9	● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) …… 21
・健康増進室…………… 9	・介護予防・日常生活支援総合事業…………… 21
・健康診査等…………… 10	● 介護保険…………… 23
・予防接種…………… 10	・介護保険を利用するには…………… 23
・健康手帳の交付…………… 10	・介護保険サービスの紹介…………… 25
・介護支援ボランティアポイント制度事業…………… 11	・高額介護サービス費…………… 28
・終活安心支援講座事業…………… 11	・介護保険料…………… 28
・ボランティアドライバー養成講座…………… 12	・介護保険サービス事業者一覧…………… 29
・通いの場…………… 12	
・老人クラブの育成…………… 12	
・老人集会所…………… 13	
・下松老人福祉会館「玉鶴」…………… 13	



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

高齢者なんでも相談窓口

地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えます。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、お互いに連携をとりながら「チーム」として以下の業務を行います。

■ 介護予防ケアマネジメント

自立して生活できるよう支援します。要支援1・要支援2の認定を受けられた人、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業対象となられた人の介護予防サービス計画を作成します。

■ 総合相談・支援

どんなことでもご相談ください。

■ 権利擁護 虐待の早期発見・予防

高齢者の皆さんの権利を守ります。

成年後見支援センターを地域包括支援センター内に設置しています。成年後見制度に関するご相談にご活用ください。

■ 地域のネットワークの構築

様々な方面から皆さんを支えます。

より暮らしやすい地域にするため、様々な関係機関と連携をとっています。

問 下松市高齢福祉課 地域包括支援係(地域包括支援センター)
(市役所1階11番窓口 ☎45-1838)

広 告



公益社団法人 下松市シルバー人材センター

会員募集中!

お仕事承り中

入会を希望される方へ



- 植木の剪定・草刈・草取り
- 簡単な大工・左官
- 清掃・家事手伝い
- 高齢者等の生活補助
- 駐車場管理
- 宛名・賞状書き…など

当センターでは、入会を希望される方のために説明会を開いています。

日時：毎月第3水曜日 10:00～

場所：下松市シルバー人材センター
(下松市勤労者総合福祉センター内)

〒744-0074 下松市潮音町二丁目16-8

TEL (0833) 44-2600
FAX (0833) 44-2602

お気軽に
お問い合わせ
ください

高齢者の福祉サービス等

高齢者バス利用助成事業

70歳以上の高齢者に対し、バス券を交付します。

- 要 件 ①下松市に住民登録がある
②自力でバスの乗降ができること
③介護保険法の要介護1～5の認定を受けていないこと
④下松市障害者福祉タクシー券の交付を受けていないこと
- 交付枚数 年間100枚(※申請月によって交付枚数が異なります。)
4～6月:100枚 7～9月:75枚 10～12月:50枚 1～3月:25枚
- 利用枚数 一乗車あたり1枚利用可(100円)
- 利用できるバス会社 防長交通株式会社
※高速バスは利用不可
※現金支払いのみ利用可
※バスカード・米泉号との併用不可

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

高齢者等見守り通報システム事業

ひとり暮らし等で、健康上注意を要する高齢者等に対して、緊急事態が発生した場合速やかに連絡が取れる緊急通報装置を設置します。

- 工事費 無料
- 利用料 700円/月
- 市民税非課税世帯は利用料が免除されます
- 固定電話の回線が必要です
回線のない人は携帯型の装置が利用できます

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

広 告

笑顔あふれる生活をつくる
エネルギー会社

 **高山石油ガス株式会社**

LPガス・ガス器具販売、住宅機器販売
住宅リフォーム、設備工事
フラワー&グリーン事業

◆本社 ☎0833-43-3500
下松市大字平田111番地

◆周南下松営業所 ☎0833-43-2330
下松市大字平田111番地

◆リフォーム事業部
光市浅江5-14-18 ☎0833-48-8233

URL: <https://takayamasekiyu.co.jp/>

住宅型有料老人ホーム **ル・モンド下松**
Le Monde

皆に優しく 共に楽しく

We are kind to all and enjoy it together

ご家族の方がお買い物帰りに
ご面会に来ていただける 最高の立地です。



お気軽にお問い合わせください。
TEL0833-48-1088
FAX0833-48-1089
〒744-0072 下松市望町1-11-28



ル・モンド下松
ココ
ろくの家
ほっともっと
サンキューカット
ミスターマックス
マックスバリュ
東武大連上

在宅高齢者等紙おむつ給付事業

市内在宅の寝たきり高齢者等で、常時失禁状態にあり今後もその状態が継続すると見込まれる、おむつを必要とする人に対して紙おむつを支給します。

※申請時期に施設に入所中、医療機関に入院中の人は対象外です。

※その他、対象にならない場合があります。

●年2回(7月・12月)支給 1回10,000円分まで

●申請月 5月・9月 ※市広報及びホームページでお知らせします。

●要件 次のいずれかに該当する人

①介護保険法の要介護3以上の認定がある人で、

寝たきり度B以上または認知症自立度Ⅲ以上の人

②介護保険法の要介護1または要介護2の認定がある人で、

寝たきり度B以上かつ認知症自立度Ⅲ以上の人

③上記以外の人で、寝たきりかつ常時失禁状態に該当し、

本事業に該当すると見込まれる人(③の人のみ医師の診断書の提出が必要です)

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

はり及びきゅう施術費の助成

満70歳以上の高齢者に対して、健康の保持・増進のため、はり及びきゅう施術費の一部を助成します。

●下松市指定 はり・きゅう施術所一覧表(五十音順)

番号	施術院名	住 所	TEL
1	岡部鍼灸院	下松市古川町3丁目5番21号	41-1093
2	こう鍼治療院	下松市楠木町1丁目4番5-104号	48-8808
3	小林はり灸センター	下松市大字末武上2002番地14	44-1889
4	鍼灸マッサージ院まる	下松市生野屋1丁目2番15号 みどりの会ビルテナントA号北側	080-9139-1619
5	藤井鍼灸院	下松市大字西豊井2127番地7	41-1744
6	妙見はりきゅう院	下松市中市1丁目10番28号	41-1105
7	山本鍼灸院	下松市栄町3丁目2番14号	43-2662

●助成額 1日1回・月15回が限度

・はり 700円/回

・きゅう 500円/回

・はり・きゅう併用 1,000円/回

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

高齢者訪問理美容助成事業

寝たきり高齢者で、理容店や美容院に行くことができない人のために、散髪のサービスに対して助成を行います。

- 出張サービスの助成額 2,000円／1回
- 年3回まで利用可能(※自己負担があります)

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

高齢者日常生活用具給付事業

寝たきり及びひとり暮らし高齢者に対して、日常生活の便宜を図るため日常生活用具にかかる費用の一部を給付します。

- 種 目
 - ・火災報知器
 - ・自動消火器
 - ・電磁調理器

1世帯につきいずれか1種類のみ

- 所得要件 市民税非課税世帯

※給付額は用具の種類により異なります

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)



広 告

- 各種ユニフォーム
- 介護ユニフォーム ●学生服

タカハシ衣料
株式会社

末光幼稚園・下松小学校・公集小学校
豊井小学校・下松中学校・末武中学校・久保中学校
下松高校・光高校・熊毛北高校・その他黒結襟標準服
下松デンタルアカデミー専門学校
制服取扱店



富士ヨット学生服

下松市大手町1丁目4-13

TEL0833-41-1184

HP <https://www.takahashi-iryo.com>

居宅介護等住宅改修費助成事業

介護保険該当者で、在宅介護のための浴室改善・トイレ改修・段差解消等の小規模改修を行われる人に対して、介護保険で不足する部分の一部を助成します（※介護保険優先で介護保険住宅改修と同時申請）。

- 限度額 必要経費の1/2で10万円が上限(1世帯1回が限度)
- 所得要件 市民税非課税世帯
- 種 目 介護保険の住宅改修に準ずる

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

訪問介護利用助成事業

介護保険該当者のうち、要介護1～5の認定を受けている人で、訪問介護を利用した場合にかかる自己負担額が月6,000円以上の人に対し、訪問介護に利用できる助成券(2,000円分/月)を交付します。

- 所得要件 市民税非課税世帯

※助成券が利用できる訪問介護事業所についてはお問い合わせください

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

移送サービス費助成事業

家庭において移送することが困難な高齢者や重度身体障害者で、ストレッチャー車及び車いすを利用しなければならない人の入退院、転院の移送にかかる費用の一部を助成します。

- 助成額 実支出額(ただし、10,000円/年を上限とする)
- 所得要件 市民税非課税世帯

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

短期施設入所生活介護事業

介護保険による短期入所生活介護の利用ができる人で、利用範囲を超える保護が必要となった高齢者を、介護老人福祉施設でお預かりします。

- 利用料 介護保険利用料と同額
 - 期 間 原則7日以内(介護保険による短期入所生活介護の利用を含む)
- ※利用できる施設についてはお問い合わせください

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

生活管理指導短期宿泊事業

心身及び環境上の理由により一時的に保護が必要となった高齢者を介護老人福祉施設、養護老人ホームでお預かりします。

●利用料 1,600円／1日

●期 間 原則7日以内

※利用できる施設についてはお問い合わせください

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳の交付を受けていない人で、障害者に準ずる状態であると認められる満65歳以上の高齢者に対して、本人またはその家族が確定申告等を行うことにより所得税などが控除される「障害者控除対象者認定書」を交付します。

●要 件 申告の対象となる年の12月31日現在、満65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳の交付を受けている人と同等の障害程度にある人

②療育手帳の交付を受けている人と同等の障害程度にある人(認知症の状態にある高齢者を含む)

③6か月以上寝たきりの状態にあり、食事・排便等の日常生活に支障のある人

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

在宅高齢者等介護見舞金

要介護4又は要介護5の認定を受けている人を在宅で長期にわたり介護している人に対して、労苦をねぎらうための見舞金を支給します。

●金 額 3万円 (※12月支給)

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

広 告



糖尿病・腎臓病が気になる方・透析をされている方・噛む力弱い方

コープの介護食・健康管理食

おいしさそのまま
冷蔵で
週1回まとめて
お届けします。



普通食

健康な高齢の方に
やわらか食

介護食

きざみ食

ムース食

健康管理食

カロリー調整食
1600・1440

たんぱく調整食
40g・60g

- 「かつおぶし」「昆布」を使用したダシや、主に国内産にこだわった野菜・米
- 管理栄養士監修のバランスの良い献立
- 毎週水曜日が締め切り、毎週土曜日にクール宅急便でお届け

■介護食・健康管理食ご利用の方は、コープやまぐちへご加入ください。(1口100円以上の出資金をお預かりします。)

介護食・健康管理食についての
お問い合わせ・お申し込みは



0120-272-428

【受付時間】
月～金曜日 9時～18時
祝日もお電話承ります

老匠位選奨事業

優れた知識・技能又は貴重な経験を有する模範的な高齢者に対して、老匠位の称号を贈り顕彰します。

- 対象者 概ね75歳以上で、健康・体育の部等の部門に知識・技能・経験等があり他の模範となる人
- 選奨部門
 - ・健康・体育の部(ゲートボール、健康老人など)
 - ・芸術・文化の部(茶道、絵画、書道など)
 - ・趣味・教養の部(盆栽、囲碁、将棋など)
 - ・生産・創作の部(民芸品、果物づくりなど)
 - ・社会奉仕の部(清掃活動、交通指導など)

問 下松市地域福祉課 福祉総務係(市役所1階12番窓口 ☎45-1833)

敬老祝金

高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表すため、毎年9月に敬老祝金1人当たり5,000円を支給します。

- 9月1日現在下松市に住民登録がある人で、その年に満77歳の人
- 9月1日現在下松市に住民登録がある人で、その年に満88歳の人
- 9月1日現在下松市に住民登録がある人で、その年度内に満100歳以上の人

問 下松市地域福祉課 福祉総務係(市役所1階12番窓口 ☎45-1833)

長寿記念品

高齢者の長寿を祝福するため、毎年9月の敬老月間における行事のひとつとして、祝品を贈ります。

- 9月1日現在下松市に住民登録がある人で、その年に満88歳の人
- 9月1日現在下松市に住民登録がある人で、その年度内に満100歳以上の人

問 下松市地域福祉課 福祉総務係(市役所1階12番窓口 ☎45-1833)

高齢者等全国大会出場激励金交付事業

下松市に居住又は勤務地を有する高齢者(個人及び団体)が優れた技能を有することにより全国大会に出場する場合に激励金を交付します。

- 金 額 団体の場合は、1団体2万円(出場登録4名以上)
- 個人の場合は、1人5千円

例) 全国健康福祉祭の大会出場など

問 下松市地域福祉課 福祉総務係(市役所1階12番窓口 ☎45-1833)

高齢者の健康・介護予防

健康相談・訪問指導

保健師、栄養士等が健康相談や指導を行っています。必要に応じて、家庭訪問も行っています。

	内容	時期	予約
健康相談	血圧測定・健康相談	随時	不要
食生活相談	食事分析	随時	要
ストレス相談	臨床心理士による心の健康相談	原則水曜日(※)	要

(※)日程は市広報でご確認ください。

問 下松市健康増進課(下松市文化健康センター内) ☎41-1234

健康教育

健康づくり・生活習慣病予防のための健康教室等を保健センターで開催しています。出前講座も行います。

問 下松市健康増進課(下松市文化健康センター内) ☎41-1234

健康増進室

保健センター2階に「健康増進室」があり、健康増進器具や機能訓練器具を設置しています。ただし、専門指導員は配置しておりませんので、自主的にご利用いただくことになります。

●利用料 100円/回(65歳以上50円/回)

●時 間 月～土曜日 9:00～17:00(日曜日・祝日・年末年始は休み)

問 下松市健康増進課(下松市文化健康センター内) ☎41-1234

広 告

お一人での通院が難しい方、最期までご自宅で過ごしたい方へ



周南ホームケアクリニック
SHUNAN HOME CARE CLINIC

訪問診療・往診

自分らしく生きるために「在宅医療」という選択肢



詳しくは
周南ホームケアクリニック 検索

0833-48-8878

山口県光市島田2丁目23-8
原田ビル 1F

**当院の
3つの特徴**

- ・在宅医療専門・
- ・緊急時の対応体制・
- ・ITの積極的活用・

診療時間(訪問診療)
月曜日～金曜日
8:30～17:30
休診日:土曜・日曜



健康診査等

がんや生活習慣病の早期発見・早期治療、生活習慣の改善等を目的として、下記の健康診査を実施しています。対象年齢や、実施時期等詳しくは、毎年4月下旬にお送りする「下松市ケンシンガイド」(ピンクの受診券に同封)をご覧ください。お手元にない場合は、健康増進課へご連絡ください。

がん検診

胃がん・肺がん(結核)・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん

歯周疾患検診

年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる人

※健康診査(血圧・検尿・血液検査等のいわゆる内科の健診)は各医療保険者(健康保険証発行者)が実施主体となり、保険者から受診の案内があります。

- ・40歳～74歳の人・・・特定健診、特定保健指導
- ・75歳以上の人・・・後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査

推定食塩摂取量検査

検尿で1日の食塩摂取量が確認できます。

詳しくは、市広報をご覧ください。

問 下松市健康増進課(下松市文化健康センター内 ☎41-1234)

予防接種

(1)季節性インフルエンザ

65歳以上の人等を対象に予防接種を実施しています。接種費用の一部を市が助成します。(生活保護受給者は無料)10月頃から2月まで、委託医療機関で接種できます。詳しくは市広報10月号をご覧ください。

(2)高齢者肺炎球菌

令和6年度以降は、65歳の人等を対象に予防接種を実施します。接種費用の一部を市が助成します。(生活保護受給者は無料)3月まで委託医療機関で接種できます。

詳しくは、市広報4月号や4月初旬に対象の人に送る予防接種受診券(はがき)をご覧ください。

※注意

これまでに23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を接種したことがある人は対象外となります。

※令和6年3月末現在の状況です。制度が変更される場合がありますので、ご不明な点があれば、お問い合わせください。

問 下松市健康増進課(下松市文化健康センター内 ☎41-1234)

健康手帳の交付

40歳以上の人を対象に、交付します。健診結果や健康相談、予防接種等の記録ができ、ご自分の健康管理や健康づくりに役立ててすることができます。

問 下松市健康増進課(下松市文化健康センター内 ☎41-1234)

介護支援ボランティアポイント制度事業(きずなきらめきポイント事業)

介護予防の推進やボランティア活動の活性化を目的として、介護支援ボランティアの登録をした人が対象施設のボランティア活動を行った場合、その活動に応じて手帳にスタンプ(ポイント)がもらえます。たまったポイントは換金することができます。

- 対象者 20歳以上の人
- 対象施設 市が指定した市内の特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、認知症対応型グループホーム など
- 活動内容 レクリエーションや教室の補助、話し相手、子どもの読み聞かせなど
- ポイントの付与と換金について
 - ・ボランティア活動1時間につきスタンプ1個(=100ポイント)を手帳に押印
 - ・1施設あたり、1日スタンプ2個(=200ポイント)が上限
 - ・100ポイントにつき100円に換金(年間5000円が上限)

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

終活安心支援講座事業

人生の最終段階において、自分が望む医療やケアを家族や関係者と前もって考え、話し合い、共有すること(人生会議)は、本人と家族の安心につながる大切な取り組みです。

下松市では、自分に関する情報、医療・介護の要望や自分らしいエンディングを記入できる「私と家族の安心ノート」(エンディングノート)を作成しています。このノートを記入することで、あなたの思いや家族に伝えておかなければいけないことなどを整理することができます。

エンディングノートの書き方や終活関連情報をお伝えする「終活支援講座」を開催していますので、みんなで一緒に終活しましょう。

- 要件 市内に在住又は通勤・通学する、概ね10人以上が参加予定の団体やグループ
- 内容 「私と家族の安心ノート」の配布・書き方指導、終活関連情報の提供など
- 費用 無料

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)



広 告

その心配事。一度 法テラス
にお聞かせください。

相続
労働問題
借金
離婚

○国が設立した、法的トラブル解決のための総合案内所です。
○心配事の内容に応じて、相談窓口を無料でご案内しています。
○基準を満たす方には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替えも行っています。

日本司法支援センター

法テラス

サポートダイヤル おなやみなし

通話料のみ ☎0570-078374
かかります。

平日9時～21時 土曜日9時～17時※祝日・年末年始を除く

法テラス山口 山口市黄金町1-10築花道門キューブ2F

ボランティアドライバー養成講座

高齢者の移動支援を行うボランティアドライバーの養成のため、講習等を開催します。

- 対象者 75歳未満で普通自動車運転免許証を所持し、ボランティアとして送迎等の運転を行っている人又は行うことに興味がある人
- 内 容 移動支援の講話、福祉車両の見学、実車講習など
- 費 用 無料
- 日にち 年1回開催(6月、11月予定)

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、住民が主体となって活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる自主活動の場です。通いの場の立ち上げや、継続支援を行っています。

教室名	内容	問い合わせ先
イスを使った くだまつサンサン体操	元気アップ教室(P22参照)終了後、体操を継続している自主活動グループです。	高齢福祉課 長寿支援係 ☎45-1837
いきいき百歳体操	椅子に座った状態を中心に、手足をゆっくり動かす、重りを使った筋力運動です。	
くだまつサンサン体操	転倒予防及び閉じこもり防止を目指した、下松市のオリジナル体操です。	
脳ひらめき教室	ゲームやレクリエーションを通して、楽しく認知症予防を行う自主活動グループです。	

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

老人クラブの育成

老後の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブ活動の充実に努めています。

老人クラブは、社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動及び健康づくりを総合的に実施しており、おおむね60歳以上の方が入会できます。

●主な活動

- ・県・市スポーツ大会
- ・健康長寿推進大会
- ・公共広場等清掃
- ・福祉健康まつり
- ・各種研修会
- ・各種サークル活動

問 下松市老人福祉会館「玉鶴」内 シニアクラブ下松事務局(西市 ☎43-8486)

老人集会所

60歳以上の人が、老後を豊かで生きがいのあるものにしていくため、各地域の老人集会所につどい、相互の交歓およびふれあいや趣味、教養の増進を図ります。

●老人集会所

	名称	場所
1	幸町老人集会所	幸町
2	河内老人集会所	昭和通上
3	豊井老人集会所	上豊井
4	久保東老人集会所	峠迫
5	山田老人集会所	梅の木原
6	生野屋老人集会所	生野屋中村
7	花岡西老人集会所	上地

	名称	場所
8	城山老人集会所	藤光
9	江の浦老人集会所	江の浦
10	大藤谷老人集会所	大藤谷
11	米川老人集会所	菅沢
12	米川北老人集会所	清若
13	中村老人集会所	瑞穂町
14	平田老人集会所	美里町

問 下松市地域福祉課 福祉総務係(市役所1階12番窓口) ☎45-1833

下松老人福祉会館「玉鶴」

高齢者の健康の増進・養成及びレクリエーションのための場を総合的に提供しています。

●対象者 原則市内に居住する60歳以上の人

※大学講座の聴講、芸能の日の応援は60歳未満・市外の人でも空きがあれば入場できます。

●利用時間 月曜日～土曜日 9:00～16:00

●休館日 日曜日、祝日、盆、年末年始

●行事

行事種目	開催予定日	内容
大学講座	第2水曜日	主に健康に関する講座
芸能の日	第3水曜日	各種演芸の公演
スマホ教室	第1・4水曜日	スマホなんでも相談会
元気アップ体操	毎週月曜日	
編み物教室	毎週木曜日	手編み他
囲碁・将棋・マージャン	常時	
カラオケ	常時	
歌声	第1・3木曜日	唱歌、フォークソング等

●その他の施設

大型テレビが設置された大広間でくつろいで過ごせます。お茶は用意してあります。

●福祉バスの運行

遠距離(片道5km以上)の人のために下松市では送迎用の福祉バスを運行しています。花岡、久保、笠戸の各方面には月2回の送迎を行っています。

問 下松老人福祉会館「玉鶴」(西市) ☎43-8486

認知症を理解して地域で支えよう

認知症サポーター養成講座

認知症は誰にでも起こる可能性があります。下松市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができる地域づくりを目指しています。この講座では、認知症の症状や対応などを学び、認知症を正しく理解して、認知症の人やその家族を温かく見守るサポーター（応援者）を養成しています。受講された人には、オレンジリングをお渡しします。



- 対象者 市内在住の人又は市内に勤務、通学している団体
- 費用 無料
- 時間 90分

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(☎45-1837)

認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域の人など誰でも参加し集える場所です。気軽にいろいろなお話をしたり、専門職による相談や助言なども行います。お気軽にお越しください。



名称	場所	実施日
きつねのより道	はびね周南	毎月第2日曜日
みずほとカフェ	さくら苑デイサービスセンター	毎月第3日曜日
Café de ほがらか	特別養護老人ホーム ほがらか	毎月第4日曜日

※実施時間等の詳細については、お問い合わせください。

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(☎45-1837)

広告

あべメディカルケアグループ
医療法人社団 二三会
医療法人社団二三会は、医療と介護の二人三脚で地域全体の健康・生活の質の向上に貢献します。

内科・脳神経内科・リハビリテーション科

みずほ内科クリニック

院長 安部 真彰
受付時間: AM8時半～12時 PM14時～18時
山口県下松市瑞穂町2丁目19番14号
TEL0833-45-6161
法人事務局 **TEL0833-44-2680**
FAX0833-44-4516 受付8:30～17:00(月～金)

医療法人社団
山下 脳神経外科クリニック
下松市:プレミアムオレンジドクター
日本脳神経外科学会認定脳神経外科専門医
院長 山下 弘己

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	●

休診日: 木曜・土曜午後 日曜・祝日

下松市望町5-4-7
☎0833-45-1577

MYVALANT CLINIC
内科・循環器内科・消化器内科
外科・小児科・リハビリテーション科

みやもとクリニック

	月	火	水	木	金	土
午前 8:30～12:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:00～6:00	●	●	●	●	●	休

(休診日) 日曜・祝日・土曜午後
カルテ予約受付時間 午前8:30～11:30 午後2:00～5:00
〒744-0061 山口県下松市昭和通り
☎0833(45)0005
カルテ予約受付フリーダイヤル
0120-004-097

認知症予防教室

週に1回集い、認知・運動機能の維持向上に効果のある活動を行うことで機能低下を予防します。住み慣れた地域でいつまでも自分らしく、いきいきと楽しく暮らしていくための予防教室です。

認知症講演会

認知症の知識の普及啓発及び予防のために年に1回講演会を実施しています。

くだまつ絆ネット

認知症の人の中には、今自分がいる場所や家までの帰り道がわからなくなってしまう人もいらっしゃいます。生命の危機にさらされてしまう場合もあるため、早期に発見・保護する事が必要です。そこで、事前に氏名・住所・写真等の情報を市に登録し、行方不明時には事前に登録した情報を活用する事で、警察等と連携を行い早期発見・生命の危機回避に努めるものです。

見守りシール

くだまつ絆ネットの登録者に見守りシールを配布し、日頃持ち歩く物に貼っていただくことで、行方不明になった際の身元確認を早期に行えるようにするものです。

もの忘れ相談

「今までとは何か違う」「もの忘れが多くなった」などの気になる時は、早めにご相談ください。

簡易的な脳機能チェックを実施します。

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(☎45-1837)

広 告

外科・内科・胃腸内科
リハビリテーション科

ひで うら
秀浦医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:40 ~ 12:00	●	●	●	●	●	●
午後 2:00 ~ 5:40	●	●	●	●	●	×

※休診日:土曜午後、日曜、祝日

下松市生野屋西1-5-17

☎0833-41-5225

<http://hideurai.sakura.ne.jp>



さんふらわあクリニック
Sunflower Clinic

診療科目:内科

診療時間	月	火	水	木	金
8:30~12:00	●	●	●	●	●
14:30~18:30	●	●	○	●	●

※休診日/土曜・日曜・祝日
水曜日は20:00まで診療しています

下松市琴平町2丁目11-2

☎0833-44-5678

認知症ケアパス

認知症は、変化していく状態に応じて適切なケアやサポートを受けることが大切です。状態に応じてどのような支援が必要になるのか大まかな目安を示したものが「認知症ケアパス」です。認知症ケアパスは市のホームページからもダウンロードできます。

オレンジドクター、プレミアムドクター

オレンジドクター：身近な相談医

医療機関	電話	住所
阿部クリニック	(0833)47-0001	下松市河内1048-1
岡藤内科医院	(0833)44-1300	下松市西豊井字所田741-9
岸田内科クリニック	(0833)44-1171	下松市青柳1-2-1
さんふらわあクリニック	(0833)44-5678	下松市琴平町2-11-2
しげおか医院	(0833)41-1130	下松市大手町2-6-14
周南記念病院	(0833)45-3330	下松市生野屋南1-10-1
周防医院	(0833)41-0519	下松市中市2-10-8
のぞみ医院	(0833)45-0550	下松市望町1-9-10
のみやま内科クリニック	(0833)41-2248	下松市美里町3-4-5
英クリニック	(0833)41-7788	下松市大手町2-4-11
みやもとクリニック	(0833)45-0005	下松市河内2758-1

プレミアムオレンジドクター：相談を受けるだけでなく、オレンジドクターをサポートする専門医

医療機関	電話	住所
山下脳神経外科クリニック	(0833)45-1577	下松市望町5-4-7
みずほ内科クリニック	(0833)45-6161	下松市瑞穂町2-19-14
泉原病院	(0834)21-4511	周南市泉原町10-1
周南病院	(0834)21-0357	周南市御幸通2-8
周南リハビリテーション病院	(0834)83-3300	周南市大字湯野4278-1
徳山医師会病院	(0834)31-2350	周南市東山町6-28
徳山中央病院	(0834)28-4411	周南市孝田町1-1
原田医院	(0834)62-1500	周南市古川町9-8

認知症疾患医療センター

関係機関	電話	住所
泉原病院	(0834)21-6817	周南市泉原町10-1

認知症疾患医療センターでは、認知症の相談や検査を行っています。

ご自身に心配がある、ご家族について気になることがある、そんなときに相談のできる場所です。

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係 (☎45-1837)

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、認知症サポート医である専門医、保健師、社会福祉士等からなるチームで認知症の早期発見、早期支援に取り組んでいます。「認知症かな」「認知症だけどどうしたらよい？」と思ったらまずは相談してみてください。

問 下松市高齢福祉課 地域包括支援センター(市役所1階11番窓口 ☎45-1838)

下松市社会福祉協議会について

下松市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた民間団体で、住民の皆さんの参加と協働により、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現を目指しています。

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

助け合いサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)

高齢者や障害者などが日常生活上の家事等で困っているとき、その負担を少しでも和らげるために、福祉に理解を持った人(協力会員)が訪問し、可能な範囲で身の回りのお世話をする事業です。

会員同士の助け合い活動で、在宅福祉の充実向上を図ることを目的としています。

●サービス内容

サービス提供を希望される人(利用会員)に家事援助等のサービス(買物・掃除・話し相手等の簡易な身の回りの世話等)を提供します。

●協力会員への謝礼

謝礼は1時間あたり500円です。

●活動時間及び休日

原則として午前9時から午後4時までのうち1日5時間以内。

原則として土・日・祝日・年末年始は実施しません。(必要に応じて対応可)

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

福祉なんでも相談

生活上の様々な悩み、困りごと、心配ごとなどあらゆる相談をお受けし、必要に応じ福祉サービスを紹介提供するなど、問題の解決までお手伝いします。利用料は無料です。秘密は厳守します。

相談	曜日	時間
福祉総合相談	月曜日から金曜日	8:30~17:15
行政相談	第3木曜日	13:00~16:00
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00
ファックス相談(FAX41-2330)	月曜日から金曜日	8:30~17:15

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

貸し出しサービス

介護用品や福祉活動機材などをお貸しします。

- 車いす(一般用・介助用) ●綿菓子機(団体のみで有料)
- アイマスク・高齢者疑似体験セット

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

ふれあいいきいきサロン

地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を図る活動です。

家に閉じこもりがち、話し相手がいない、さびしいといった不安や悩みを持っている人に声をかけて、集まって「楽しく」「気軽に」「無理なく」すごせる場を小地域のなかにつくり、参加する人と運営するボランティアが自由な発想で企画し、自主的に運営する活動です。

- 参加者 高齢者、障害者(児)子育て中の親等どなたでも参加可。
- 会場 参加者が集まりやすいところであればどこでも良い。
例えば、自宅、公民館、集会所等
- 内容 参加者と運営する担い手で話し合って決める。ボランティアや地域住民が一体となって取り組む。誰もが気軽に参加できる内容(各種体操、レクリエーション、お茶会、会食行事など)
- 必要経費 参加者意識を高め、自発的運営をするために、みんなで負担(参加費)する。
支援金の補助あり

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

敬老会

長寿を慶び・祝うことにより、敬老精神の高揚及び高齢者の生きがいを助長し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、各地区で開催しています。

- 対象者 当該年の12月末日において、下松市に住所を有する満年齢77歳以上の人

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

ふれあい食事サービス

ひとり暮らし高齢者の社会参加の機会を設け、高齢者相互・世代間の交流親睦を通し、孤独感を和らげ、生きがいを高めるために実施しています。

- 各地区社会福祉協議会が年6回程度実施
会食方式・配食方式で行っています。
- 対象者 77歳以上のひとり暮らし高齢者で希望される人

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

生活困窮者自立支援事業

生活に困っている人(生活保護を受けていない人)が地域の中で自立した生活が送れるように、相談支援員が相談者の抱える悩みを伺いながら問題を一緒に整理し、解決へのお手伝いをします。利用料は無料です。秘密は厳守します。

■ 自立支援事業

相談支援員がどのような支援が必要か相談者と一緒に考え、具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

■ 住居確保給付金

離職により生活に困って住居を失った人や、または住居を失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で就職に向けた支援を行います。

■ 家計改善支援事業

家計状況や課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように状況に応じた支援計画の作成等を行い、早期の生活再建を支援します。

■ 就労準備支援事業

様々な理由ですぐに職に就くことが難しい人に、プランにそって、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、日常生活上の判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理等の支援を行います。

● 利用対象者

次のいずれにも該当する人です。

- ・判断能力が不十分な人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人)
- ・事業の契約内容について、判断し得る能力があり、「利用したい」という意思のある人

● 援助内容

- ・福祉サービスについての相談・助言
- ・福祉サービスの利用・中止に必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

なお、上記のサービスの援助にあわせて次のサービスを行います。

- ・日常的な金銭管理や大事な書類等の預かり

● 利用料

相談は無料です。ただし、専門員・推進員・生活支援員が支援計画にもとづいて行う援助には利用料が必要です。

1回(1時間程度)1,870円です。

問 下松市社会福祉協議会(西市 ☎41-2242)

下松市シルバー人材センターについて

こんなことができます

シルバー人材センターは、こんな仕事をうけたまわっています。

- 屋内外の簡単な作業(草刈り、除草、公園清掃、引っ越し手伝いなど)
- 植木の剪定、庭木の手入れ、網戸等の張替など
- 公共・民間施設の管理、駐車場の整理など
- 福祉・家事援助サービス(掃除・買物・洗濯・調理・話し相手など)
- 筆耕、宛名・賞状書き、伝票整理、パソコン作業など
- 簡単な大工・左官・塗装作業など
- 便利屋サービス(電球の取り替え、荷物の移動・処分など)

問 公益社団法人下松市シルバー人材センター(潮音町 ☎44-2600)

生活の
豆知識

巧妙化しています!! 振り込め詐欺に **ご注意**

オレオレ詐欺



例: 電話番号が変わった

息子や孫を装って、借金の返済や交通事故の示談金の名目でお金をだまし取ります。

振り込ませない詐欺



例: カードを預かります

警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取ります。

架空請求詐欺



例: 身に覚えのない請求

有料サイトの利用料金をメールやハガキで請求し、郵便・宅配便を使って送金するよう求めます。

義援金詐欺



例: 災害に便乗した偽の募金

役所・役場や実在する団体の職員を装って、電話や訪問により義援金をだまし取ります。

相手の話には耳を貸さず、電話を切りましょう。

あわててはいけません。振り込みは絶対にしないでください。

家族・警察・消費生活センターなどに相談してください。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・日常生活支援総合事業



介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けている人や事業対象者※と判断された人は、下松市が行う介護予防や生活支援のサービスを利用できます。

※事業対象者とは、市が行う「基本チェックリスト」により、生活機能の低下がみられた人です。

訪問型サービス	通所型サービス
予防給付型(従来の予防給付相当) ホームヘルパー(訪問介護員)が居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。 例:認知機能や身体機能の低下のため、日常生活に支障がある人等が利用できます。	予防給付型(従来の予防給付相当) 通所介護施設で、日常生活上の支援や生活機能を向上するための支援を行います。
	共生型 障害者総合支援法等の指定を受けている通所介護施設で、日常生活上の支援や生活機能を向上するための支援を行います。
生活維持型 ホームヘルパー(訪問介護員)等が居宅を訪問し、身体介護(入浴介助等)が不要で、簡易な生活援助を行います。(掃除、買い物、調理、洗濯等)	生活維持型 通所介護施設で、閉じこもり予防や自立した生活の支援を短時間で行います。入浴、食事のない3時間程度のサービスです。
	住民互助型 地域住民やボランティアが主体となり、介護予防に効果がある体操やレクリエーションを行う等、通いの場づくり等を通じた支援を行います。
住民互助型 地域住民やボランティアが主体となり、生活援助を行います。	機能訓練型 退院直後等で体力の改善・生活機能の改善に向けた短期集中型(3~6か月)のリハビリテーションを行います。

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口) ☎45-1837

一般介護予防事業

市内在住の概ね65歳以上の人であれば誰でも参加できる、介護予防のための教室や通いの場(P12参照)を実施しています。

教室名	内容
元気アップ教室	動きやすく安定した体づくりを目指し、イスに座ったままできる下松市のオリジナル体操を実施する教室です。
ノルディックウォーク教室	ノルディックウォークに興味があり、始めてみたい人のための教室です。
お口の健康教室 4回コース	歯科医師及び歯科衛生士による、口腔機能の維持・向上を目的とした教室です。
お口の健康教室 出前講座	歯科衛生士による口腔機能の維持・向上のための講話やお口の体操を地域のサロン等で実施する出前講座です。
認知症予防教室	P15参照
フレイル予防教室	フレイル予防の3本柱である運動・栄養・社会参加をテーマにした教室です。

問 下松市高齢福祉課 長寿支援係(市役所1階10番窓口 ☎45-1837)

広 告

有限会社 誠心会

介護の事はなんでも相談

友・遊グループ (年中無休)



居宅介護支援
指定居宅介護支援事業所 友・遊

訪問介護
訪問介護 友・遊

通所介護
生活リハビリセンター 友・遊
下松市河内中戸原1897番地
0833-45-6501



通所介護
デイサービスセンター 笠戸

認知症対応型共同生活介護
グループホーム 笠戸

有料老人ホーム
有料老人ホーム 笠戸
下松市大字笠戸島10032-38
0833-52-1155



居宅介護支援
指定居宅介護支援事業所 呼鶴温泉

通所介護
デイサービス 呼鶴温泉

有料老人ホーム
有料老人ホーム 呼鶴温泉
サービス付高齢者向け住宅
サービス付高齢者向け住宅 呼鶴温泉
周南市大字安田1815番地 0833-92-1115



通所介護
デイサービス 呼鶴温泉つるの里

有料老人ホーム
有料老人ホーム 呼鶴温泉つるの里

周南市大字安田下反田1809-1
0833-44-7500

介護保険

介護保険を利用するには

介護保険は、介護を必要とする本人や家族の負担を社会全体で支えあう制度です。

介護保険は、40歳以上の全員が加入します。

保険料を支払って、介護が必要になったときに、サービスが利用できる社会保険制度です。

介護サービスを利用できる人

年齢で2つの被保険者に分かります。

- ・65歳以上『第1号被保険者』のうち、市から介護や支援が必要であると「認定」を受けた人。
- ・40歳～64歳『第2号被保険者』のうち、介護保険で対象となる病気(16種類)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた人。

介護が必要になったら

- ・申請の窓口は、介護保険係です。
- ・本人や家族のほか、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設も申請の代行ができます。
- ・65歳以上の人は、介護保険被保険者証を添えて申請してください。
- ・40歳～64歳の人は、加入している医療保険被保険者証を持参して申請してください。

広告

「笑って元気に年をとろう
いつもの仲間と
つどいましょう
今日も一日
ほがらがに♪」



地域密着型特別養護老人ホーム+ショートステイ

ほがらが

グループホーム

元気

小規模多機能型居宅介護

つどい

施設の利用についてご相談・
ご質問のある方は
お気軽に
ご連絡ください



社会福祉法人
元気の会

0833-47-1717 (代表)

下松市
大字山田256
元気の会



要介護認定までの流れ



- 市の調査員が自宅・施設などを訪問し、聴き取り調査(74項目)を行います。調査員は必要に応じて概況調査・特記事項を記入します。
- 市の依頼で主治医が意見書を作成します。
- 「認定調査票」及び「主治医意見書」をもとにコンピュータによる一次判定を行います。
- 訪問調査結果と主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」でどのくらいの介護が必要か、総合的に審査・判定します。
介護認定審査会の審査・判定にもとづき、市が要介護度を認定し本人又は家族に通知します。
- 認定は、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7段階です。非該当となった人でも、基本チェックリストを受けて「介護予防・日常生活支援総合事業対象者」と判定された場合には、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業が利用できます。

要介護度ごとの利用限度額

居宅サービス

要介護度	利用限度額(1ヶ月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円

要介護度	利用限度額(1ヶ月)
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

知っていますか？

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします

耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

(出典：(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典：厚生労働省)

オストメイト／オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

(出典：(公財)日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典：警察庁)

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典：警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典：(特非)ハート・プラスの会)

介護サービスの利用のしかた

- 申請後、原則として30日以内に認定の通知書と認定結果が記載された介護保険被保険者証をお届けします。
- 要介護と認定された人は、介護サービスを利用できます。
- 要支援と認定された人は、介護予防サービスを利用できます。
- 利用料は、かかった費用の1割です。
(一定以上所得者の利用料は、かかった費用の2割です。特に所得の高い人は、かかった費用の3割です。)
- 居宅サービスを利用したいときは、「介護サービス計画の作成」を、要介護と認定された人は介護支援専門員(ケアマネジャー)に、また、要支援と認定された人は地域包括支援センターに依頼してください。
- 施設サービスを利用したいときは、介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談するか、希望する施設に直接申し込んでください。

問 下松市高齢福祉課介護保険係(市役所1階9番窓口  45-1831)

介護保険サービスの紹介

(1) 居宅サービス

① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助をします。

② (介護予防) 訪問入浴介護

家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴サービスです。

③ (介護予防) 訪問看護

看護師などが訪問し、療養の世話、診療の補助などを行います。

④ (介護予防) 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などが訪問し、必要なリハビリ(機能回復訓練)を行います。

⑤ (介護予防) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導をします。

⑥ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。

⑦ (介護予防) 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを受けられます。

⑧ (介護予防) 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けられます。

⑨ (介護予防) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けられます。

⑩ (介護予防) 福祉用具貸与

貸し出しの対象となる福祉用具は次のとおりです。

- 車いす 特殊寝台 体位変換器
- 手すり スロープ 歩行器
- 自動排泄処理装置等、13種類です。

※要支援1, 2の人、要介護1の人は、利用できる品目が限られます。

⑪(介護予防)福祉用具購入

一旦、全額自己負担で購入し、あとで領収書と必要書類を添え申請すると審査の上、保険給付分をお返しします。

同年度申請額(4月1日から3月31日までの期間)10万円までが限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。

対象となる福祉用具は、次の6種類です。

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換部品
- ・排泄予測支援機器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトの吊り具の部分

⑫(介護予防)住宅改修

工事着工前に必要書類を添付の上申請し、工事完了後、領収書と必要書類を提出すると審査の上、保険給付分をお返しします。

申請額20万円までが限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。

対象となる工事の例は次のとおりです。

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料変更
- ・開き戸から引き戸等への扉の取替え
- ・和式から洋式への便器の取替え
- ・その他これらの各工事に付帯して必要な工事

⑬その他の居宅サービス

- ・居宅介護支援・介護予防支援
(介護予防)ケアプラン作成費用は全額保険給付されます。
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)…要支援2以上の人認知症の高齢者が共同で生活できる場で、食事、入浴、排せつなどの介護や支援、機能訓練などが受けられます。
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどで、介護や機能訓練などが受けられます。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
要介護の高齢者の在宅生活を24時間支えるため、訪問介護と訪問看護を行うサービスです。

施設サービス(介護度によって利用できない場合があります)

①介護老人福祉施設

つねに介護が必要で、自宅では介護が困難な人が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

③介護医療院

長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話が受けられます。

低所得の人の負担軽減(特定入所者介護サービス費)

- 低所得の人は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。
- この負担限度額を超える部分については、申請により「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

●1日あたりの負担限度額(令和6年8月から居住費等の負担限度額が変わります)

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

●変更後の1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。

※①住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者が住民税課税、②預貯金等が上記の利用者負担段階の要件をみたさない。①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等を受けられません。

問 下松市高齢福祉課介護保険係(市役所1階9番窓口 ☎45-1831)

高額介護サービス費

保険限度額内のある一定額を超えたときは、その超えた分が介護保険から払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。

●自己負担の上限額(月額)

利用者負担段階区分		世帯の上限額
生活保護受給者の人等		15,000円(個人15,000円)
市民税非課税世帯で	老齢福祉年金受給の人	24,600円(個人15,000円)
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	24,600円(個人15,000円)
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	24,600円
一般		44,400円
年収約383万円以上、約770万円未満		44,400円
年収約770万円以上、約1,160万円未満		93,000円
年収約1,160万円以上		140,100円

※居住費・食費・日常生活費などは含まれません。

問 下松市高齢福祉課介護保険係(市役所1階9番窓口 ☎45-1831)

介護保険料

介護保険料は、介護が必要となったときのために、そしてみんなで介護を支えるために40歳以上の全員が納めることになります。

📎 40～64歳の人介護保険料(第2号被保険者)

- 下松市国民健康保険に加入している人
医療分、後期分、介護分を合わせて、国民健康保険税として納めます。
- 職場の健康保険に加入している人
加入している健康保険ごとの算定方法にもとづき給与から差し引かれます。

📎 65歳以上の人介護保険料(第1号被保険者)の納め方

- 年金が年額18万円以上の人(特別徴収)
年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
- 年金が年額18万円未満の人(普通徴収)(6月から年10回)
市から送付される納付書にもとづいて取り扱い金融機関で納めます。

65歳以上の人の介護保険料(第1号被保険者)

下松市の令和6年度の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	- 生活保護受給者の人 - 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 - 世帯全員が市民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の人	20,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第1段階に該当しない人のうち、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円以下の人	35,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第1段階及び第2段階に該当しない人	50,040円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の人	64,320円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	73,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	82,680円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	91,440円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	109,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	128,040円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上500万円未満の人	129,480円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上620万円未満の人	149,280円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上750万円未満の人	150,720円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	175,680円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	197,640円

問 下松市高齢福祉課介護保険係(市役所1階9番窓口 ☎45-1831)

介護保険サービス事業者一覧(下松市内)

居宅介護・介護予防支援事業所(介護支援専門員)

さくら苑指定居宅介護支援事業所	43-8123	瑞穂町2-21-1
指定居宅介護支援事業所げんき	45-2200	西豊井1655-3
JA介護支援センター下松	45-2340	西柳2-3-48
松寿苑指定居宅介護支援事業所	47-1200	来巻944-1

居宅介護支援事業所	きらら	41-6175	生野屋南1-10-1
ほしのさと居宅介護支援事業所		44-5151	生野屋南1-13-1
指定居宅介護支援事業所友・遊		45-6511	河内1897
ル・モンド下松居宅介護支援事業所		48-1088	望町1-11-28
ケアプランセンターねがい星		46-0015	東陽6-1-3

広告

介護のことで
お困りのことはありませんか？

介護保険の
サービスって
何があるの？

介護保険の
手続はどうすれば
いいの？

介護するのに
つかれた…

こんな時には、まずは
お気軽にご相談ください！

◎介護相談専用フリーダイヤル ☎0120-122-294
JA協同サポート山口株式会社

介護保険

のんびり村花岡居宅介護 支援事業所	48-3388	末武上1800-1
居宅介護支援事業所あじさい	44-0370	末武中41-6
居宅介護支援事業所 星ひろば	48-9232	古川町3-1-2
エトワール居宅介護支援事業所	46-3160	切山165
桜町介護相談室	43-0866	桜町2-17-14
※下松市地域包括支援センター	45-1838	大手町3-3-3

※印は指定介護予防支援事業所

訪問介護

下松市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	41-2720	西市2-10-16
JA訪問介護ふれあい下松	43-6620	河内1933-1
さくら苑ホームヘルプサービス	44-4515	瑞穂町2-21-1
指定訪問介護事業所げんき	45-2200	西豊井1655-3
サンキ・ウエルビー 介護センター下松	48-1235	西豊井915-1
きくやヘルプステーション	45-1165	中島町2-1-50
ニチケアセンター下松	48-1080	せせらぎ町1-2-31
ヘルプステーションSanko	48-8882	瑞穂町4-16-16
訪問介護友遊	45-6501	河内1897
訪問介護ステーション プリスケア	48-1088	望町1-11-28
ヘルプステーション ねがい星	46-0015	東陽6-1-3
訪問介護事業所であい	47-0001	河内1048-1
訪問介護ステーション ぎょうとも	48-8633	望町1-10-1
松寿苑ホームヘルパー ステーション	47-0753	来巻944-1
えむ訪問介護事業所	44-9830	古川町4-4-12 ゆうきビル3F

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

ニチケアセンター下松	48-1080	せせらぎ町1-2-31
------------	---------	-------------

訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーション 下松・きらら	45-3370	生野屋南1-10-1
リハビリ&ケア訪問看護 ステーションのあ下松	44-7360	藤光町1-10-31
訪問看護ステーション ココロ	44-7888	大手町2-5-8 ティティ商事ビル3F

訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ

介護老人保健施設ふくしの里	45-3360	生野屋南1-10-1
---------------	---------	------------

通所介護(デイサービス)

松寿苑デイサービスセンター	47-0753	来巻944-1
ほしのさとデイサービスセンター	45-3100	生野屋南1-13-1
さくら苑デイサービスセンター	44-4515	瑞穂町2-21-1
生活リハビリセンター友・遊	45-6501	河内1897
きくやデイサービス	44-5811	中島町2-1-50
ニチケアセンター下松	48-1080	せせらぎ町1-2-31
デイサービスセンターいこい	43-3240	大手町2-10-29
JAデイサービス久保	47-2294	河内735
来歩リハビリステージ	48-3500	古川町4-5-7
デイサービスセンター プリスケア	48-1088	望町1-11-28
デイサービスSanko	48-8882	瑞穂町4-16-16
JAデイサービス生野屋	45-2294	生野屋南3-8-3
デイサービスマル	46-2668	来巻951-3
デイサービスセンターねがい星	46-0015	東陽6-1-1
デイサービスセンター星ひろば	48-8545	古川町3-1-2
デイサービス和	48-9579	望町3-4-24
のんびり村花岡 デイサービスセンター	48-5577	末武上1800-1
デイサービスセンター笠戸	52-1155	笠戸島32-38
多機能型事業所来歩	45-3600	西柳3-4-27
デイホーム土屋 下松	48-8272	藤光町1-19-4
デイサービス優	45-2020	せせらぎ町3-3-22

広告



あなたとずっともっと快適に
大切な空間、大切な資産、そして大切な資産だからこそ、守り続けたい。
修繕補修・清掃・不動産管理のスペシャリストが、いつまでも快適な空間を提案いたします。

- ハウスクリーニング
- 介護用リフォーム
- 遺品整理
- 空き家管理

LINEで簡単ご相談

登録は
こちら



株式会社マテリッシュ

山口県下松市
潮音町2丁目
1番37号 Fビル

TEL0833-45-0365
FAX0833-45-0381

認知症対応型通所介護(デイサービス)・介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスはびね周南	47-2224	河内1070-1
-------------	---------	----------

通所リハビリ(デイケア)・介護予防通所リハビリ

老人保健施設成幸苑	41-7577	新川2-1-1
介護老人保健施設ふくしの里	45-3360	生野屋南1-10-1

短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームほしのさと	45-3100	生野屋南1-13-1
特別養護老人ホーム松寿苑	47-1220	来巻944-1
ショートステイ野の花	45-5500	瑞穂町2-21-1
地域密着型特別養護老人ホームほがらか	47-1717	山田256

短期入所療養介護(ショートステイ)・介護予防短期入所療養介護

老人保健施設成幸苑	41-7577	新川2-1-1
介護老人保健施設ふくしの里	45-3360	生野屋南1-10-1

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能のんびり村米川	53-5588	下谷179
あらなほーむ	57-0538	西豊井617-1
小規模多機能型居宅介護つどい	47-1165	山田256
JA小規模多機能おひさま下松	43-6660	河内1933-1

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

指定福祉用具貸与・販売事業所げんき	45-2200	西豊井1655-3
(株)ホームケアサービス山口 周南店	45-3008	末武上1800-1

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホーム松寿苑	47-1220	来巻944-1
特別養護老人ホームほしのさと	45-3100	生野屋南1-13-1
地域密着型特別養護老人ホーム星てらす	44-9516	古川町3-1-2
地域密着型特別養護老人ホームほがらか	47-1717	山田256

介護老人保健施設

介護老人保健施設ふくしの里	45-3360	生野屋南1-10-1
老人保健施設成幸苑	41-7577	新川2-1-1

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム清瀬の里	44-5801	清瀬町3-1-10
グループホーム元気	47-1166	山田256
グループホームのんびり村米川	53-6688	下谷179
はびね周南	47-2225	河内1070-1
グループホーム幸ヶ丘	47-3009	山田111-4
グループホーム笠戸	52-1156	笠戸島32-38
グループホームふぁみりあ	48-8732	藤光町1-12-18
グループホーム和み 潮音	44-9895	潮音町4-5-17

特定施設入居者生活介護・介護予防施設入居者生活介護

のんびり村花岡	48-3388	末武上1800-1
軽費老人ホーム特定施設グランてらす下松中央	48-9232	古川町3-1-2

広告

買い物、病院に行きたい方

運転免許を返納された方

施設から病院に行きたい方

福祉タクシー かもめ

お出かけのお手伝い致します!

●車いす対応車
●普通乗車1名
●車いすに乗ったままラクラク乗車

月曜日～金曜日(日・祝は休み)
営業時間9:00～17:00

周南中央交通株式会社 下松市駅南1丁目6番 43-304
TEL080-6332-1722 担当 イトウ

ご利用の流れ

① まずはお電話を

福祉タクシーご利用の件とお伝えください
自治体発行のタクシーチケットの有無をお知らせください

② 氏名、住所、希望日時、行先等お知らせください

③ 配車を確認し、ご予約を

自治体発行のタクシー券
利用出来ます

グループホーム

ふぁみりあ

「グループホームふぁみりあ」は、認知症の高齢者の方々が家庭に近い環境で、安心して楽しく生活を送れるようスタッフが一緒に生活の支援をしています。

お問合せ先

グループホーム ふぁみりあ
下松市藤光町一丁目12番18号
☎0833-48-8732
assemblepeople@outlook.jp

下松市 高齢者のための てびき



令和6年4月発行

発行

下松市／株式会社サイネックス



下松市HP



サイネックスHP

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録
商標です。

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山口支店

〒745-0861 山口県周南市新地2-8-1
TEL.0834-32-3991

※掲載している広告は、令和6年1月現在の情報です。

下松市役所より
お車で約 **6分**

下松市豊井恋ヶ浜墓地公苑（隣接）
所在地／下松市大字東豊井字恋ヶ浜 10121 番 7
許可番号／下松環第 196 号 許可第 2023-1 号
許可年月日／令和 5 年 9 月 15 日
経営者名／宗教法人西念寺

樹木葬型永代供養墓

恋ヶ浜 モニュメント葬[®]

年間管理料
不要

跡継ぎの心配がない、新しいお墓のカタチ

このような方にオススメしております



墓じまいを
お考えの方



家族に負担を
残したくない方

お二人様用

45万円～
(税込)

3人様・4人様用もごさいます。

生活様式の変化に伴い、「自分たちのお墓は自分たちで完結したい」と考える方も増え、跡継ぎを必要としないモニュメント葬が注目されています。またお墓じまいの改葬先としても、後継者や年間管理料が不要ですのでおすすめしております。

下松市エリア
モニュメント葬の
詳細はコチラから

創業明治30年
お墓の専門店

金子石材株式会社

山岡石材工業株式会社 グループ会社

本店 〒744-0073 山口県下松市美里町 4 丁目 6 番 29 号

TEL / 0833-41-2022

年中無休

営業時間

9:00 ~ 18:00





医療と介護でベストサポート

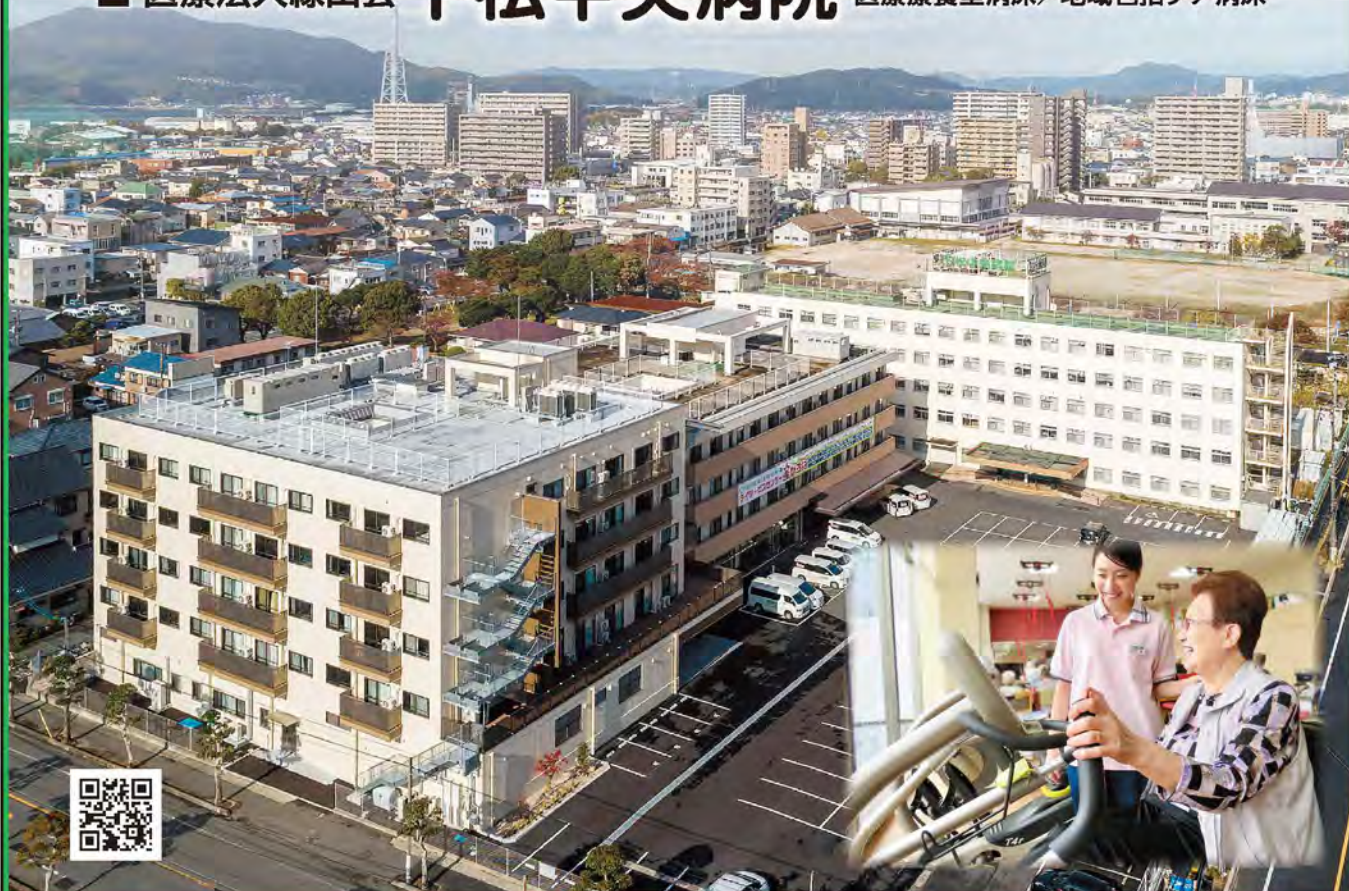
医療法人・社会福祉法人 緑山会グループ

下松エリアの施設ご紹介

- デイサービスセンター **☆ひろば**
- 特別養護老人ホーム **★てらす**
- 有料老人ホーム **メディケアホーム下松中央**
- 特定施設 **グランてらす下松中央**
- グループホーム・メディケアホーム **幸ヶ丘**



- 医療法人緑山会 **下松中央病院** 医療療養型病床／地域包括ケア病床



社会福祉法人 緑山会

下松中央医療介護支援センター

お問い合わせ先 〒744-0005 山口県下松市古川町3丁目1-2

☎0833-48-8545

医療法人・社会福祉法人
緑山会グループ

周南高原病院／特別養護老人ホーム 友愛園／周南高原医療福祉センター／ケアハウス周南温泉／鹿野博愛診療所・介護医療院／特定施設 悠久の里
特別養護老人ホーム 小平グリーンてらす／特別養護老人ホーム 船橋グリーンてらす／特別養護老人ホーム グランてらす小平団地(2024年オープン)